本から控除した」を「百パーセントのリスク・ウェイトが適用される」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同項第八号中ホを削り、へをホとし、同号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とし、同項を同条第四項とし、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第七号中「第十四条」を「第十四条各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とし、同項に次の一号を加え、同項を同条第三項とする。

十　貸借対照表の科目が前項に定める自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

第二条第一項の次に次の一項を加える。

2　自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。

第三条中「前条第三項」を「前条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項、同条第三項第十号に定める貸借対照表の科目が同条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明及び同条第四項」に、「同項」を「同条第三項第十号及び第四項」に改め、「と」の下に「同項中」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項に規定する中間事業年度に係る説明書類に記載すべき事項のうち、前条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。

第四条第一項中「次項に定める」の下に「自己資本の構成に関する開示事項、第三項に定める」を加え、「第三項」を「第四項」に改め、同条第三項第一号中「自己資本比率告示第八条第一項第二号イからハまで又は第三十一条第一項第二号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社」を「その他金融機関等であって銀行の子法人等であるもの」に改め、同項中第二号及び第三号ヘを削り、同号ト中「第二条」を「第二条各号」に、「第六条第五号」を「第六条第一項第七号」に改め、同号トを同号ヘとし、同号を同項第二号とし、同項第四号ヘ中「第八条第一項第三号及び第六号」を「第七十九条の五第二項第二号、第百二十五条、第百七十七条の二第二項第二号及び第二百四十七条」に改め、「又は第三十一条第一項第三号及び第六号（自己資本比率告示第百二十七条及び第百三十六条第一項において準用する場合に限る。）」を削り、「資本控除した」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号イ(9)及びロ(3)中「自己資本から控除した」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される」に改め、同号ハ(9)及びニ(4)中「自己資本から控除した」を「百パーセントのリスク・ウェイトが適用される」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号を同項第七号とし、同項第九号中ホを削り、へをホとし、同号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とし、同項第十一号を同項第十号とし、同項を同条第四項とし、同条第二項第一号イ中「連結の範囲」の下に「（以下「会計連結範囲」という。）」を、「相違点」の下に「及び当該相違点の生じた原因」を加え、同号ハ中「主要な金融業務」を「当該金融業務」に、「及び」を「、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに」に改め、同号ニを次のように改める。

ニ　連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

第四条第二項第一号中ホを削り、へをホとし、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同項第八号中「第二条」を「第二条各号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とし、同項第十一号を同項第十号とし、同項に次の一号を加え、同項を同条第三項とする。

十一　自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が前項に定める自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

第四条第一項の次に次の一項を加える。

2　自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。

第五条中「第十九条の三第一項第三号ハ」を「第十九条の三第三号ハ」に、「前条第三項」を「前条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項、同条第三項第一号に定める連結の範囲に関する事項、同項第十一号に定める自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が前条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明並びに同条第四項」に、「同項」を「同条第三項第十一号及び第四項」に改め、「と」の下に「同項中」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項に規定する中間事業年度に係る説明書類に記載すべき事項のうち、前条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。

第六条を次のように改める。

（銀行における四半期の開示事項）

第六条　規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　単体総自己資本比率及び連結総自己資本比率

二　単体Ｔｉｅｒ１比率及び連結Ｔｉｅｒ１比率

三　単体普通株式等Ｔｉｅｒ１比率及び連結普通株式等Ｔｉｅｒ１比率

四　単体及び連結における総自己資本の額

五　単体及び連結におけるＴｉｅｒ１資本の額

六　単体及び連結における普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額

七　単体総所要自己資本額及び連結総所要自己資本額

八　第二条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項

九　第二条第三項第十号に掲げる事項

十　第四条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項

十一　第四条第三項第十一号に掲げる事項

十二　自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第十四条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額、同条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額若しくは同条第三号の算式におけるＴｉｅｒ２資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段又は自己資本比率告示第二条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額、同条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額若しくは同条第三号の算式におけるＴｉｅｒ２資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。次号において同じ。）に関する契約内容の概要

十三　自己資本調達手段に関する契約内容の詳細

2　前項第八号に掲げる事項は別紙様式第一号により作成し、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第二号により作成し、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第三号により作成しなければならない。

3　第一項第九号及び第十一号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。